

## 「労働法」の基本と活用法（第20回）

2016年4月21日  
(レポーター) 本村 充

### ■ 労働者災害補償保険法

#### 【前回の課題】 住居と通勤経路との境界は？

##### 1、アパートの階段で転倒

「被災労働者は、出社するためアパートの2階の自室(住居)を出て階段を下りるとき、下から2段目のところで、靴のかかところが階段にひっかかったため前のめりに転落し、負傷した」

⇒ 「通勤災害。労働者が居住するアパートの外戸が住居と通勤経路との境界であるので、当該アパートの階段は、通勤の経路である」(S49. 4. 9 基収 314)

⇒ アパートの自分の部屋の玄関扉を出たところから通勤が始まる。

##### 2、戸建て家の玄関先石段で転倒

「被災労働者は、当日、通常どおり出勤し勤務についたが、身体の具合が悪くなり、午後3時頃に早退し、自宅の玄関先の石段を上がるとき、石段が凍っていたため、足をすべらせ転倒して負傷した」

⇒ 「通勤災害ではない。住居内において発生した災害であるので、住居と就業の場所との間の災害には該当しない」(S49. 7. 17 基収 2110)

⇒ 一戸建ての場合は、自分の敷地の境界から出たところから通勤が始まる。

##### 3、夫の看護のため病院から出勤する途中

「被災労働者は、夫の入院先である病院に宿泊し、翌朝、当該病院より勤務先への出勤途中、路面が凍結しアイスバーン状になっているところを歩行中に転倒し、尾骨部を地面に打ち負傷した。なお、被災労働者は入院中の夫を、勤務のかたわら母親と一日交替で看護にあたっていた。交替で看護にあたっていた間は通勤経路は自宅から勤務先へ出勤し、業務終了後、当該病院へ行き看護に当たり、翌日は当該病院から直接勤務先へ出勤し、業務終了後自宅に戻るといふ態様を繰り返していた」

⇒ 「通勤災害である。入院中の夫の看護のため妻が病院に寝泊りすることは社会慣習上通常行なわれることであり、かつ、手術当日から長期間継続して寝泊りしていた事実があることからして、被災当日の当該病院は、被災労働者にとって就業のための拠点としての性格を有する住居と認められる」(S52. 12. 23 基収 981)

#### ④ 逸脱・中断(法7条3項)

「移動の経路を逸脱し、又は中断した場合」とは

逸脱とは、通勤の途中で就業や通勤と関係ない目的で合理的な経路をそれることをいい、中断とは、通勤の経路上で通勤と関係ない行為を行うことをいう。しかし、通勤の途中で経路近くの公衆便所を使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などのささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはならない。

通勤の途中で逸脱又は中断があるとその後は原則として通勤とはならないが、これについては法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱又は中断の間を除き、合理的

な経路に復した後は再び通勤となる。

なお、厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為は以下のとおり。

- 1、日用品の購入その他これに準ずる行為
- 2、職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 3、選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 4、病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- 5、要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

ポイント → 逸脱・中断の間 ⇒ 通勤としない  
その他の往復 ⇒ 通勤とする

ポイント → 5の介護を受けるものの範囲は、育児・介護休業法に基づく介護休業制度の対象家族と同じ。

ポイント → 「やむを得ない事由により行うため」⇒ 日常生活の必要上通勤の途中で行う必要のあること。

ポイント → 「最小限度のもの」⇒ 逸脱・中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間、距離等のこと。

#### 4、業務災害に関する保険給付

##### (1) 業務災害に関する保険給付の体系

- i、業務上負傷・疾病 ⇒ 療養補償給付 休業補償給付 傷病補償年金
- ii、業務上障害 ⇒ 障害補償給付(障害補償給付・障害補償一時金)
- iii、i又はiiで要介護 ⇒ 介護補償給付
- iv、業務上死亡 ⇒ 遺族補償給付(遺族補償年金・遺族補償一時金)
- v、葬祭料

##### (2) 療養補償給付(法13条)

###### ① 療養補償給付の種類

(原則) 療養の給付(現物給付)

(例外) 療養の費用の支給(現金給付)

ポイント → 療養補償給付は治体前の給付である。病状が残っていても、それが安定し、もはや治療の効果が期待できず療養の余地がなくなった場合は療養補償給付は行われな  
い。

ポイント → 療養の給付は、指定病院等において行われる。

ポイント → 療養の費用が支給される場合 ⇒ i、療養の給付をすることが困難な場  
合 ii、療養の給付を受けないことについて、労働者に相当の理由がある場合

ポイント → 療養の費用の支給 ⇒ 指定病院以外の病院、診療所又は薬局において診  
療等を受けた場合又は特別な看護、移送の費用等について、その費用を現金で償還する  
制度である。

###### ② 指定病院等

指定病院等とは次の病院をいう

- i、社会復帰促進等事業として設置された病院・診療所(いわゆる労災病院)

ii、都道府県労働局長の指定する イ、病院・診療所 ロ、薬局 ハ、訪問看護事業者(居宅を訪問することによる療養上の世話または必要な診療の補助の事業を行う者

③ 給付期間

傷病が治癒するか、死亡するまで

ポイント → いったん治癒し療養補償給付が打ち切られた後、再発した場合には再び療養補償給付が支給される。

④ 受給手続

i、療養の給付 ⇒ 「療養補償給付たる療養の給付請求書」を、指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長へ提出する(則 12 条)

ii、療養の費用の支給 ⇒ 「療養補償給付たる療養の費用請求書」を事業主及び診療担当者の証明を受けたうえで、直接、所轄労働監督署長へ提出する(則 12 条の 2)

(3) 休業補償給付(法 14 条)

① 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第 4 日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額(第 8 条の 2 第 2 項第 2 号に定める額。以下この項において「最高限度額」という。)を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額)から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額)の 100 分の 60 に相当する額とする。

ポイント → 給付基礎日額 ⇒ 第 8 条 給付基礎日額は、労働基準法第 12 条 の平均賃金に相当する額とする。この場合において、同条第 1 項 の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって同項第 1 号及び第 2 号に規定する疾病の発生が確定した日(以下「算定事由発生日」という。)とする。

2 労働基準法第 12 条 の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とする。

(原則) 算定事由発生日以前 3 箇月間に支払われた賃金の総額 ÷ 算定事由発生日以前 3 箇月間の総日数 = 給付基礎日額

ポイント → 労働者が業務上の事由、または通勤による負傷や疾病のために、労働することができず、そのために賃金を受けていないという 3 つの要件を満たして休業した場合、その第 4 日目から労働者の請求によって、休業(補償)給付と休業特別支給金が支給されることになっている。

⇒ ・ 治癒後の処置により休業する場合には支給されない。

・ 被災した事業場で、被災直前の作業に限らず、他の作業ができる場合には支給されない。

・ 学生のアルバイト等で、労務不能でありながら登校受講する場合は、休業(補償)給付を支給すべきものとされる。

・ 特別加入者の場合、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務または作業に

ついて」全部労働不能であれば、所得喪失の有無にかかわらずその支給事由となる。

- ・賃金を全く受けない日はもちろん、平均賃金の60%未満の賃金しか受けられない日も含む。また懲戒処分等のため賃金請求権のない日も含む。
- ・特別加入者の場合は、基本的に賃金という概念はないので、「賃金を受けない日」という要件は不要である。

ポイント → 休業した場合の第4日目から療養のため休業を要する期間支給される。

ポイント → 休業の初日から3日目まではこれを待機期間（継続しているか断続かは問われない）といい、業務災害の場合は労働基準法の規程に基づいて事業主が休業補償（1日について平均賃金の60%）を行わなければならない。なお、通勤災害の場合は事業主の補償義務はない。

ポイント → 労働基準法 第76条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。

- ② 休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金を受けるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に別表第一第1号から第3号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第1号から第3号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

ポイント → 障害厚生年金または障害基礎年金を受けるときは、労災法の障害補償年金に定める率を乗じた額が支給される。

ポイント → 労基法の障害補償を受ける場合は、障害厚生年金または障害基礎年金は6年間支給停止されるが、労災法の場合は支給停止されない。

ポイント → 労災年金と他の厚生年金や国民年金が支給されることを併給という。同一事由においては、労災年金は全額支給ではなく、調整率というものがあり減額となる。理由としては、労災保険料は全額事業主負担、厚生年金も半分は事業主負担でありながら、労災年金、厚生年金や国民年金などすべての年金を同一事由によって受取ることにより、被災前に支給されていた賃金よりも高額になってしまうことは、二重の填補となり不合理であるとの理由により労災年金を減額して支給し、厚生年金等についてはそのまま全額を支給することとしている。

- ③ 支給制限(法14条の2)

労働者が次の各号のいずれかに該当する場合（厚生労働省令で定める場合に限る）には、休業補償給付は、行わない。

- 1、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- 2、少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

- ④ 休業補償給付・休業給付は、労働不能の日ごとにその翌日から起算して2年の時効にかかる。

- ⑤ 労災の休業(補償)給付とは別枠で、社会復帰促進等事業の休業特別支給金を申請すれば、休業の4日目から給付基礎日額の20%が追加で支給される。休業特別支給金の申請は、原則として休業(補償)給付の支給申請と同時にしなければならない。 → 次回は「傷病補償年